

鈴鹿市選挙管理委員会告示第5号

鈴鹿市選挙管理委員会規程（昭和44年選管告示第8号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年2月10日

鈴鹿市選挙管理委員会委員長 前 田 和 己

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（委員長の職務権限） 第14条 略 （1）～（3） 略 （4）<u>書記その他職員</u>の任免給与及び服務等に関する<u>こと</u>。 （5） 略 （<u>事務局の職制</u>） 第17条 事務局に事務局長<u>及び書記その他職員</u>を置く。 2・3 略 （職務） 第18条 事務局長は、委員長の命を受けて<u>書記その他職員</u>を指揮監督し、委員会に関する事務を処理する。 2 略 第19条 <u>書記その他職員</u>の服務及び事務の処理に関しては、この規程に定めるもののほか市の例による。	（委員長の職務権限） 第14条 略 （1）～（3） 略 （4）<u>職員</u>の任免給与及び服務等に関する<u>こと</u>。 （5） 略 （<u>職制</u>） 第17条 事務局に事務局長を置く。 2・3 略 （職務） 第18条 事務局長は、委員長の命を受けて<u>所属職員</u>を指揮監督し、委員会に関する事務を処理する。 2 略 第19条 <u>書記</u>の服務及び事務の処理に関しては、この規程に定めるもののほか市の例による。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。